龍ヶ崎労働基準監督署からのお願い

社会保険労務士の皆様

忘れていませんか? 名称表示!!



就業規則、36協定、労働者死傷病報告、労災保険関係書類等の作成、提出代行等を行う場合には、社会保険労務士の名称等の表示が義務づけられています。(社会保険労務士法施行規則第16条)



- ・提出書類には、定型印を押す等によって、必ず下記の記載を行ってください。(定型印の例参照)
- ・記名押印のない届出書類等については、社会保険労務士 法に基づいた適正な委嘱業務であるか確認が困難なため、 内容に疑義がある場合の問い合わせや書類の返送等を、届 出等を行う事業主あてに直接行うことがあります。

〔定型印の例〕

作成した場合は作成年月日を記載する

記名押印も忘 れずに!

年 月 日 作成 社会保険労務士(茨城県社会保険労務士会) 提出代行者 **龍ヶ崎 太郎** 印 0297-62-0000

提出代行の場合は「提出代行者」、事務代理の場合は「事務代理者」を記載する

(開業社会保険労務士等による書類への記名押印等)

第 16 条 他人の求めに応じ報酬を得て法第 2 条に規定する事務を業として行 う社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会 保険労務士」という。) 若しくはその使用人である社会保険労務士又は 社会保険労務士法人は、同条第 1 項第 1 号に規定する申請書等(以下 「申請書等」という。)を作成した場合には、作成した書類に作成の年 月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名 称を関して記名押印しなければならない。

> 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は 社会保険労務士法人は、法第2条第1項第1号の2の規定により申請 書等の提出に関する手続を代わってする場合には、当該申請書等に「提 出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務 士の名称を冠して記名押印しなければならない。

(事務代理等に係る書類への記名押印等)

第 16 条の3 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、申請書等を行政機関等に提出するときは、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して事務代理等の権限を与えた者(以下「本人」という。)の記名押印又は署名をした申請書等に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示し、かつ、当該事務代理等に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

